

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 高橋 秀誠

1 企画競争に付する事項

(1) 事業の名称

平成 26 年度 専門家派遣・相談等支援事業

(2) 事業の目的

最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者が最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、経営改善を通じて各中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となる。

このため、この課題に取り組む中小企業・小規模事業者への支援として経営改善と労働条件管理の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる支援体制を整備するため、中小企業・小規模事業者に対して経営・労務に係る相談・指導を実施している中小企業団体等に委託して、都道府県庁所在地（東京都においては特別区）又は隣接市に最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）を設置するための受託者を募集する。

(3) 事業の内容

最低賃金総合相談支援センター

最低賃金総合相談支援センターは、当局管内の中小企業・小規模事業者を対象とし次の業務を行うものとする。

ア 経営課題及び労働条件管理の相談業務

イ 労働条件管理に係る専門家派遣業務

ウ 労働条件管理等に係るシンポジウム等の開催業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 25・26・27 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち営業品目が「その他」で B、C 又は D 等級に格付けされ、「関東・甲信越」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納が無いこと（直近 2 年間の労働保険料の未納がないこと）。

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であ

ること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中では無いこと。

3 契約候補者の選定

「平成26年度専門家派遣・相談等支援事業」に係る企画書募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者1者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月24日(月)～3月12日(水)
10:00～12:00、13:00～17:00
- (2) 場所 東京労働局労働基準部賃金課
担当：野上
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
TEL：03-3512-1614(ダイヤルイン)
FAX：03-3512-1558

5 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成26年3月3日(月) 午前11時～正午
- (2) 場所 東京労働局 賃金相談室
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
- (3) 出席人員 1者あたり2名までとする。

6 企画競争説明書に関する質問の受付及び回答

質問は、下記により電話又はFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 下記【本件担当、連絡先】
- (2) 受付期限 平成26年3月6日(木)までの10:00～17:00
- (3) 回答 平成26年3月7日(金)までに質問者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 平成26年3月14日(金)17時(時間厳守)
- (2) 提出先 東京労働局労働基準部賃金課最低賃金係
担当：野上
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
TEL：03-3512-1614(ダイヤルイン)
FAX：03-3512-1558
- (3) 提出方法 原則として持参とする。郵送による場合は、提出期限までに必着で配達証明によること。

8 企画提案会の開催

- (1) 必要に応じて、企画提案会を平成26年3月20日(木)に開催する。企画提案会を開催する場合は、開催場所、説明時間等について、有効な企画書等を提出した者に対して、平成26年3月18日(火)までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

9 企画書の無効

本公示に示した競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

また、暴力団に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の提出した企画書等を無効とする。

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金 免除

(3) 詳細は、「平成26年度専門家派遣・相談等支援事業」に係る企画書募集要領による。

【本件担当、連絡先】

住所：〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

東京労働局労働基準部賃金課最低賃金係

担当：野上

TEL：03-3512-1614（ダイヤルイン）

FAX：03-3512-1558